



コミュニケーションの権利と パブリックアクセス

きょうとNPOセンター 深尾 昌峰



私の現状認識

- 現行の日本の通信・放送政策は、基本的に「事業者の権利・義務」を定めたビジネス法
- 「独立行政委員会」の設置は、通信・放送の独立と報道の自由、表現の自由を保障するものとして重要
 - BPOの取り組みなどを活かした、政治からの独立を社会全体の総力を挙げて実現すべき

コミュニケーションを権利として

- 「市民の権利・義務」を基礎にすえて、制度化すべきである。そのためには、

社会のすべての成員が、言論・表現の自由、コミュニケーションと情報の自由

を享受できるように定めることが重要

電波・通信政策への付加

国際競争力
表現の自由
規制のあり方



地域の活性化
文化の育成
人を「幸せ」にする....
etc

「規制か」「規制でないか」
とは全く違った視点での議論と
政策展開も求められている

絆や地域力の
結節点としての
電波・通信

発信する市民

- 市民メディア、コミュニティメディア

コミュニティFM、ケーブルテレビ、インターネット放送局.....、地域SNS、Twitter...

ICTの発展で「受け手」の市民だけでなく
「発信」の主体としての市民の姿と実践

★発信することでまもられる「人権」 特に潜在的な社会課題、マイノリティ問題など....

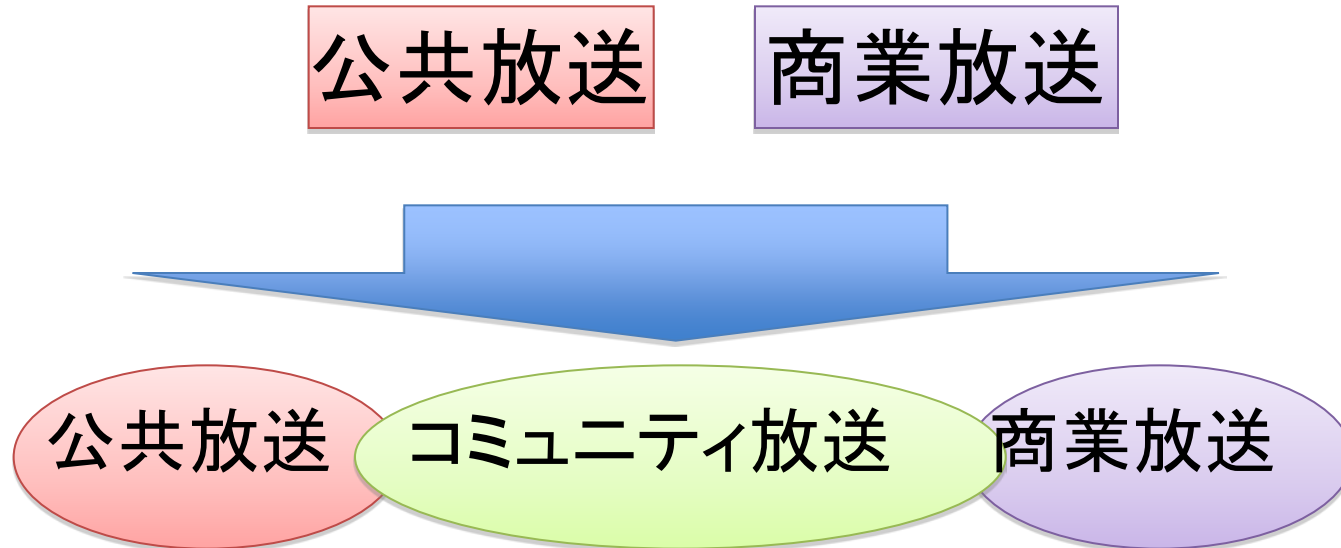
★発信することで形成される「価値」

★発信することで形成される「リテラシー」

→「パブリックアクセス」がとても重要に

前回、日弁連から紹介があったので詳細は割愛

放送体制



- コミュニティ放送とは、地域的なコミュニティ、少数文化のコミュニティなど、マスメディアがカバーできないテーマを扱う分野をあつかう放送。
- 「公共放送」の概念を替えていくことも重要な論点
→受信料概念を「多様な公共放送や通信を保障する」という観点で再構成
(言語・映像遺産の保護、メディア教育の発展...etc)

具体的な提案

◆市民の「発信力」を高める政策の展開

- 市民の情報発信を支援する拠点「メディアセンター」の取り組みを地域展開
「発信」を権利として保障し、民主主義の根源を形成する
決して旧来のハード整備でなく、図書館や各地域の放送局、商店街などを活用 → 「ヒト」にお金をまわす
- パブリック・アクセスの制定へ
参加型の制度へ向けた工夫が必要。「押しつけ型制度」でなく、
放送局、国民双方にとって「共創・協働型制度」となるように
- メディア教育の普及（ICT時代に即応した）
PC教育に偏重した教育を転換。「発信者」としての個人やグループを重視
地域学習などと連動し、成果を「発信」するなどの工夫を行い、
「リテラシー」を高めていく方策が重要 → メディアセンターと連携

具体的な提案

◆市民の「発信力」を支える政策の展開

- 多様なメディアが一次情報にアクセスできる環境の実現
 - 「記者クラブ」「記者室」などの自発的な見直し
 - 関連として市民が「発信」する「クラブ」(場)の設置
- 受信料などの一部を積極的に活用し、パブリックアクセスを支える「支援基金」(財団)などの創設
 - それらにより以下のような活動を支援
 - 各地域における「メディアセンター」の設置・運営を支援
 - コミュニティFMなどの地域密着型放送や通信の運営(設備補助)
 - 商業放送やコミュニティメディアにおけるスポンサーのない、ドキュメンタリーなどの「公共的番組」の制作支援
 - 「メディア教育」へのソフト的支援
 - 放送を文化としてとらえ、各種アーカイブスなどの支援
 - BPOの機能拡充に伴う財政的支援

参考文献

- 津田正夫,平塚千尋編「パブリックアクセス」(リベルタ出版)
- 津田正夫,平塚千尋著「パブリックアクセスを学ぶ人のために」(世界思想社)
- 放送法制立法過程研究会編「資料・占領下の放送立法」(東京大学出版)

協力

- OurPlanet-TV